

2026年度第1回研究倫理協議会議事録

日 時：2026年5月14日（木）～5月22日（金）

開催方式：書面審査

出席協議員：加賀屋 悟（議長）、木村 彰方、川嶋 実苗、定藤 規弘、柑本 美和、野口 雅之、中村 和昭、北川 昌伸、玉利 真由美、加藤 和人、北島 智也、荒井 俊行、富田 久行、武藤 香織（敬称略、順不同）

事務局：石岡 純、原沢 薫、堀江 仁一郎（生命倫理課）

【審議事項】

1. 研究倫理協議会運営規則の改正について

2. 規程等の改正について

（1）ヒト ES 細胞使用規程

（2）ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞から生殖細胞の作成を行う研究に関する倫理規程

（3）バイオリソース研究センターヒト ES 細胞分配業務規程

（4）人を対象とする研究に関する倫理規程

（5）研究倫理委員会等設置細則

（6）ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に係る申請書の記載事項について

【期間中の修正点】

●ヒト ES 細胞使用規程

第 20 条 第 1 項 修正内容：「センター長等及び安全管理部長」の順に修正、研究室等主宰者及び使用責任者への報告を規定

第 20 条 第 3 項 修正内容：規定の対象者に生命倫理課長、研究室等主宰者を追記

●ヒト iPS 細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究に関する規程

第 9 条 第 6 項 修正内容：「センター長等及び安全管理部長」の順に修正

第 23 条 第 1 項 修正内容：「センター長等及び安全管理部長」の順に修正、研究室等主宰者及び研究責任者への報告を規定

第 23 条 第 3 項 修正内容：規定の対象者に研究室等主宰者を追記

●バイオリソース研究センターヒト ES 細胞分配業務規程

第 10 条 第 1 項 修正内容：「センター長等及び安全管理部長」の順に修正、研究室等主宰者及び分配責任者への報告を規定

●人を対象とする研究に関する倫理規程

第 19 条 第 1 項 修正内容：研究室等主宰者への報告を規定

【審議結果】

1. 研究倫理協議会運営規則の改正について

審査に参加した全ての委員が改正について適正とした。

当運営規則については、2026 年 5 月 22 日から施行とする。

2. 規程等の改正について

審査に参加した全ての委員が改正について適正とした。

規程等の改正については、協議会議長より理事長宛に答申することとした。

以上